
◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第4、議案第80号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第80号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（窓口税務課長 高橋和彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 1ページのところの改正案のところ、意志能力を有しないものの中に、前号に掲げるものを除くということで、前号がもの凄くボリュームがあると載せられないかも知れないけど、前号というところちょっと分からない、勉強不足で申し訳ないけれど、どんなことなのか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 第2条第2項の前号でございますが、第1号といたしまして条例本文では15歳未満の者としております。

○6番（渡辺文彦君） この条文の同じ2条のところ、2項の(2)のところなんだけれど、意思能力を有しない者って書かれているわけだけれども、これは誰がどのように判断するのか。次のページの1番下の(2)のところなんですけれど、意思能力を有しないとなったときとかあるんだけれど、この時を誰が判断するのか、どういう状態で判断するのか、その説明をお願いいたします。

○窓口税務課長（高橋和彦君） ご指摘の点についてはですね、こちらも総務省の方から技術的助言として考え方を示されております。内容といたしましては、成年被後見人等から印鑑の登録の申請を受けたときはどうするかということなんですけれど、結果的には成年被後見人は意思能力を有しないと判断すると、ただし、法定代理人である成年後見人が同行しており、かつその成年被後見人本人による申請があったときは、それをもって意思能力を有するという判断をなささいという通知が来ておりまして、判断といたしますと、意思能力を有し

ない者というのは、結果的には成年被後見人であると、ただし、後見人が同行していれば、有するという判断になると。

削除の方・・・抹消理由の方のご質問でございますが、意思能力を有しない者となったときというのは、只今のとおり、結果的には成年被後見人になったときということで、当町の方には法務局から、その審判を受けて登記されたときには通知がまいります。その通知が来たときをもって抹消をいたします。その通知をご本人に送るわけですが、送った後に成年被後見人のその方が、成年後見人と同行して改めて印鑑登録を申請した際には、意思能力を有すると、同行していらっしゃった場合には意思能力を有すると判断してお受けするということになります。

○6番（渡辺文彦君） 今の説明からいくと、仮に、今までだったら被後見人を立てなければならぬような方が、1人で印鑑登録に来たら受け付けないってことですよ、これは、そういうことを意味するわけですね。

○窓口税務課長（高橋和彦君） そういうことでございます。

○6番（渡辺文彦君） 基本的には従来の被後見人、成年後見人と同じ内容という気がするんですけども、どの辺がどのように違うのか。ただ、表現の仕方を変えただけみたいな感じがするんですけども、これは違うんですかね。

○窓口税務課長（高橋和彦君） これまでにおいてはですね、成年被後見人の方が成年後見人と同行されてきても結局はできませんでした。今回の場合は同行されれば意思能力を有するという判断に至るものですので、その場合はお受けできるとその違いがございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
